



鳥取県公報

平成 31 年 1 月 31 日 (木)
号外第 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（1）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 （2）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 生活環境部緑豊かな自然課内にみどりの愛護のつどい推進室を新設し、第30回全国「みどりの愛護」のつどいに関する事務を所掌させる。
- (2) 施行期日は、平成31年2月1日とする。

◇鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 用語の定義について定めた規定中引用する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成31年2月1日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 1 号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第 6 条 次の表の第 1 欄に掲げる部局及び第 2 欄に掲げる部内局に、同表の第 3 欄に掲げる課を置き、課に同表の第 4 欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 30%;">課</th> <th style="width: 45%;">課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">生活 環境 部</td> <td rowspan="3"></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緑豊かな自然課</td> <td style="text-align: center;">みどりの愛護のつ どい推進室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課～循環型社会推進課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">緑豊かな自然課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(9) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(10) 第30回全国「みどりの愛護」のつどいに関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">「山の日」大会推進課～くらしの安心局水環境保全課 略</p>	部局	部内局	課	課内室等	略				生活 環境 部		略		緑豊かな自然課	みどりの愛護のつ どい推進室	略		略				略				<p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第 6 条 次の表の第 1 欄に掲げる部局及び第 2 欄に掲げる部内局に、同表の第 3 欄に掲げる課を置き、課に同表の第 4 欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 30%;">課</th> <th style="width: 45%;">課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">生活 環境 部</td> <td rowspan="3"></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緑豊かな自然課</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課～循環型社会推進課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">緑豊かな自然課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(9) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">「山の日」大会推進課～くらしの安心局水環境保全課 略</p>	部局	部内局	課	課内室等	略				生活 環境 部		略		緑豊かな自然課		略		略				略			
部局	部内局	課	課内室等																																														
略																																																	
生活 環境 部		略																																															
		緑豊かな自然課	みどりの愛護のつ どい推進室																																														
		略																																															
略																																																	
略																																																	
部局	部内局	課	課内室等																																														
略																																																	
生活 環境 部		略																																															
		緑豊かな自然課																																															
		略																																															
略																																																	
略																																																	

附 則

この規則は、平成31年 2 月 1 日から施行する。

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 2 号

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第 3 条 この規則において「物品等」、「特定役務」又は「一連の調達契約」とは、それぞれ特例政令第 <u>2 条第 3 号</u> 、 <u>第 4 号イ</u> 又は <u>第 6 号</u> に規定する物品等、特定役務又は一連の調達契約をいう。	(定義) 第 3 条 この規則において「物品等」、「特定役務」又は「一連の調達契約」とは、それぞれ特例政令第 <u>2 条第 2 号</u> 、 <u>第 3 号</u> 又は <u>第 5 号</u> に規定する物品等、特定役務又は一連の調達契約をいう。

附 則

この規則は、平成31年 2 月 1 日から施行する。